

### 65歳以上の方の 介護保険料額が変わります

**【第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の改定】**  
 介護保険料は3年ごとに見直しを行います。令和6～8年度の第9期事業計画期間において必要とされる給付費を見込み、その額の23%を第1号被保険者の保険料で負担することと規定されています。要介護認定者の増加に伴い給付費は年々増加しています。保険料の上昇を少しでも抑えるため、介護給付費準備基金を活用した結果、保険料基準額は月額6,400円となりました。所得段階別保険料額は、これまでの15段階から18段階に細分化しました。(右図)

**【低所得者の負担を軽減】**  
 消費税を財源とした公費を投入し、住民税非課税世帯の方の保険料を軽減する仕組みを設けています。

**【市独自減免制度の基準を変更します】**  
 保険料を納付することが困難で、次の要件を満たす方は申請により保険料が減免（2分の1または3分の1）されます。

- 次のすべての要件に該当する方
  - ▷ 世帯全員が住民税非課税であること
  - ▷ 世帯の年間収入が、基準額（1人世帯の場合は150万円。世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額）以下であること
  - ▷ 世帯の預貯金等（有価証券・債券等も含む）の額が、基準額（1人世帯の場合は350万円。世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額）以下であること
  - ▷ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - ▷ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

■ **申請期間** 令和6年度納入通知書が送付されてから各納期限まで

**【令和6年度納入通知書】**  
 7月中旬に発送します。年金からの天引き（特別徴収）の方の1回あたりの金額が変更となるのは、10月からの予定です。8月までの3回と10月からの3回では、金額に差が生じますのでご了承ください。

### 令和5年度介護保険料 納め忘れはありませんか？

市から送付する納付書で納付（普通徴収）している方で、納め忘れがありましたら、5月31日（金）までお手元の納付書で納められます。お早めに納付してください。

なお、納付書を紛失した場合は再発行しますので、お問い合わせください。

☎ 介護福祉課介護保険係 (☎042-387-9921)

65歳以上の方の第9期介護保険料（令和6～8年度）

所得段階	対象者	保険料年額	
		保険料月額	基準額に対する比率
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者または本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（※）の合計が80万円以下の方	年額 21,800円	基準額× 0.285
		月額 1,820円	
第2段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	年額 29,500円	基準額× 0.385
		月額 2,460円	
第3段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	年額 52,600円	基準額× 0.685
		月額 4,390円	
第4段階	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	年額 67,200円	基準額× 0.875
		月額 5,600円	
第5段階 (基準額)	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	年額 76,800円	基準額
		月額 6,400円	
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方	年額 90,200円	基準額× 1.175
		月額 7,520円	
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	年額 97,900円	基準額× 1.275
		月額 8,160円	
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	年額 107,500円	基準額× 1.400
		月額 8,960円	
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	年額 111,300円	基準額× 1.450
		月額 9,280円	
第10段階	前年の合計所得金額が350万円以上420万円未満の方	年額 119,000円	基準額× 1.550
		月額 9,920円	
第11段階	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	年額 126,700円	基準額× 1.650
		月額 10,560円	
第12段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	年額 134,400円	基準額× 1.750
		月額 11,200円	
第13段階	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	年額 142,000円	基準額× 1.850
		月額 11,840円	
第14段階	前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	年額 149,700円	基準額× 1.950
		月額 12,480円	
第15段階	前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	年額 161,200円	基準額× 2.100
		月額 13,440円	
第16段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	年額 178,100円	基準額× 2.320
		月額 14,850円	
第17段階	前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	年額 195,000円	基準額× 2.540
		月額 16,250円	
第18段階	前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	年額 211,900円	基準額× 2.760
		月額 17,660円	

※合計所得金額は、実際の収入から必要経費相当額と税制上の譲渡所得等の特別控除を差し引いた額です。第1～5段階については、公的年金等にかかる雑所得が引かれた金額です。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います

### 5月の各種事業案内

	とき	ところ	内容
乳幼児健康相談 (のびのび広場相談) ※1	5月10日(金) 13:30~15:30	婦人会館	▷ 身体測定、育児および保健・栄養相談・母乳相談 ▷ 歯科相談(保健センター・公民館東分館のみ実施) ☎ 乳幼児、妊産婦
	5月15日(水) 13:30~15:30	公民館東分館	
	5月28日(火) 13:30~15:30	前原町丸山台集会所	
	5月23日(木) 9:30~11:00	保健センター	
歯科健康相談 (歯科医師) ※2	5月29日(水) 15:00~16:15	保健センター	[担当医] 大澤 ▷ 要予約
栄養相談 (管理栄養士) ※2	5月17日(金) 13:30~15:30	保健センター	▷ 食生活で気になること、離乳食など ▷ 要予約

※保健師・管理栄養士・歯科衛生士による電話相談は随時受け付けます

「こころの体温計」とは、パソコンやスマートフォンなど、いつでも気軽にストレス

### 試してみませんか 「こころの体温計」

5月17日(金)、20日(月) 午前10時~午後0時30分(全2回) 所保健センター 対20人 45歳の市内在住の女性 定20人 (申込順) 他保育有り 申4月15日から、電話で健康課へ



こころの体温計

fishbowindex.jp/koganei/demo/index.jp 健康課

### 骨粗しょう症予防教室 骨美人をめざしましょう

**健康ガイド**

健康課 保健センター  
 (☎042-321-1240)  
 〒184-0015  
 貫井北町5-18-18

ス度や落ち込み度を確認できるメンタルチェックシステムです。なお、同システムは、自己診断であり、医学的診断をするものではありません。結果に関わらず、心配なことがありましたら、早めに専門家への相談をおすすめします。

■ **おもなコンテンツ**▽本人モード▽家族モード▽赤ちゃんママモード▽ストレス対処タックモード

■ **URL** https://fishbowindex.jp/koganei/demo/index.jp 健康課